

令和7年度 市営住宅等の管理運営に関する年度協定書

箕面市（以下「甲」という。）と日本管財株式会社（以下「乙」という。）は、平成30年(2018年)11月20日付で締結した箕面市営住宅等の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第43条の規定に基づき、令和2年度に係る市営住宅等の管理運営に関する年度協定を次のとおり締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、基本協定で定める指定管理料の支払い方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（指定管理料の支払い方法）

第3条 甲は、基本協定第22条第1項の表に定める令和7年度の指定管理料の上限額に、同条第3項の規定による相当額を加えた54,369,200円を乙の請求により、令和7年4月1日、令和7年7月1日、令和7年10月1日、令和8年1月1日を起算日とする3箇月を単位（以下「単位期間」という。）として次のとおり分割して支払うものとする。

業務履行期間	分割して支払う指定管理料の上限額
令和7年4月1日を起算日とする 単位期間	13,592,300円 (内消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年7月1日を起算日とする 単位期間	13,592,300円 (内消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年10月1日を起算日とする 単位期間	13,592,300円 (内消費税及び地方消費税を含む。)
令和8年1月1日を起算日とする 単位期間	13,592,300円 (内消費税及び地方消費税を含む。)

2 この協定締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この協定をなんら変更することなく指定管理料に相当額を加減して支払う。

- 3 乙は、第1項の指定管理料を、令和7年4月1日を起算日とする単位期間は、令和7年7月末日までに、令和7年7月1日を起算日とする単位期間は、令和7年10月末日までに、令和7年10月1日を起算日とする単位期間は、令和8年1月末日までに、令和8年1月1日を起算日とする単位期間は、令和8年4月末日までに甲に対して請求するものとする。
- 4 甲は、乙からの請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第4条 この協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。ただし、基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年(2025年)4月 1日

甲

箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市
代表者 市長 原 田 亮

乙

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福 田 慎 太 郎